

令和3年(2021年)3月紀北町議会定例会会議録

第4号

招集年月日 令和3年3月4日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和3年3月17日(水)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	15番	平野隆久
16番	中津畑正量		

欠席議員

14番 東 清剛

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
会計管理者	脇 俊明	総務課長	上野 和彦
財政課長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企画課長	上ノ坊 健二	税務課長	直江 仁
住民課長	上村 毅	福祉保健課長	宮地 浩
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	宮本 忠宜
商工観光課長	玉津 裕一	建設課長	宮原 俊也
水道課長	中村 吉伸	海山総合支所長	植地 俊文
教育長	中井 克佳	学校教育課長	世古 基樹
生涯学習課長	井土 誠		

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	佐々木 猛
書記	久保 有謙	書記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1番 宮地 忍	2番 田島明良
---------	---------

議事の顛末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、14番 東清剛君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

瀧本攻議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきます。ご了承ください。

また、本定例会の一般質問におきましては、新型コロナウイルス感染予防の観点から議員、執行部ともマスクの着用の許可、演台及び質問席へアクリル板の設置、休憩時の換気などを実施してまいります。

また、携帯電話の議場内への持込みは禁止となっておりますので、十分気をつけていただきますようお願いをいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第 1

瀧本攻議長

日程第 1 会議録署名議員の指名をこれより行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に

1 番 宮地 忍君

2番 田島明良君

のご兩名をご指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、第2 一般質問を行います。

本日の質問者は3人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で質問者に対して周知することといたします。

質問の方法については、会議規則第50条のただし書により、議員の質問は全て質問席から行うことを許可します。最初に通告した全ての事項について質問することも可能でありますし、通告した事項について1項目ずつ質問することも可能です。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていると思いますので、基本的には町長からご答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など担当課長等の答弁は最小限にとどめていただきたいと思います。

それでは、11番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

皆さん、おはようございます。

2日目の初めに一般質問をさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

マスクを外してもよろしいですか。

瀧本攻議長

いいですよ。

11番 近澤チヅル議員

すみません。11番 近澤チヅル、3月議会の一般質問を行います。

1番の施政方針について、1つずつお答えをいただいて、大きく2つ目に入っていきたいと思っております。その順番で行います。

まず初めに、1、施政方針について。地方自治体の長としての見解と認識を問います。

これまで、私も長年、地方自治についての質問を重ねてきました。戦前の明治憲法には地方自治条項はなく、市町村は中央集権体系の下で国の出先機関であり、また戦争動員機関でした。兵隊を召集するために赤紙を配り、戦死者の通知をしてこられたのは自治体の皆さんです。戦後、その反省の下、現在の憲法で初めて地方自治法が明記され、主権者である住民が抱える課題を解決し、福祉を向上させることを最大目的といたしました。

町長は、全ては住民目線で、全ては町民とともに言いながら、今回の施政方針にも国の情勢と予算、そして、総理の名前がありました。地方自治体とは自治体自身が考え、住民目線、住民とともに行政を行っていくものだと思いますが、これでは全くそれに逆行していると私は思いました。憲法に基づくのであれば、足元の地域をよく見るべきではないでしょうか。今、住民の皆さんは高齢化と少なくなった子どもの声、その上、昨年からのコロナ禍の時代に戸惑い、今までの生活の見直しを余儀なくされております。住民は不安を抱えております。地域がなくなっていくのではないかとこの寂しさを抱えての毎日を過ごされております。今こそ原点に戻って、憲法を生かす政治に転換すべきだと私は思います。

第2次総合計画だけで問題が解決できる状況にないこの紀北町で、いつまでもそれに従っていいのか、今年、地方自治体として紀北町をどのように維持・発展させていくかの視点が見えないように思います。それを鑑み、町長の施政方針について紀北町の展望という観点からも町長の見解と認識を問います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おはようございます。一般質問2日目でございます。

まず、近澤議員からということで、ご質問にお答えをさせていただきます。

地方自治体の見解と認識ということでお話ししていただいておりますので、まず、そこからさせていただきたいと思えます。

地方自治につきましても、憲法や地方自治法では地方自治の本旨に基づくこととされ、地方公共団体が、住民にとってより身近な自治体が行政を行うといった考え方が一般的であり、私もそのように考えております。

私としましては、これまで、住民目線、全ては住民とともにの考えを基本姿勢といたしまして町行政を推進しております。これからもその考えには変わりはありません。

また、国や県との関係につきましては、市町村ができることは市町村が行い、できないことは都道府県が補完し、それでもできないことは国が補完するということで連携し、住民の福祉向上を図っていくものと考えております。

また、施政方針についての国や総理のお話が多かったということなんですが、これも私としては常識的なことだと思っております。それは国・県、その連携なくして地方自治体はございません。そういう流れの中で、国の方向性や県の方向性を示させていただいて、我々の町はこうしますよというくだんの流れになっていると思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

第2次総合計画の中には、町長は今おっしゃられましたけれども、未来に向かっての町独自の施策が少ないように思います。そもそも国が地方自治体の在り方をどう捉えているのか、このような小さな町のことを思って中心に国は政治をしておりません。

国の出す交付金や補助金頼りの今のやり方を続けてしまえば、私は待っているのはさらなる町の衰退と激化する少子高齢化の町だと思っております。国の方針に基づいた施策で、今おっしゃられました少子高齢化のこの時代を迎えております。このことについてどのように思われていますか。お伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、国のこともおっしゃいましたけれども、やっぱり国のまず財源というものが要りますよね。そこはやはり地方交付税とか国の補助金の問題がございますので、そこをしっかりと踏まえた上で、より我々の町に合った有効な活用、使い方をしなければいけません。ですから、国や県を置いて、我々は動くことができません。

それから、地方自治法の第2条第2項、前も読ませていただいたんですけど、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているものを処理する」ということになっておりますので、やはりその範疇の中で動いて、それぞれの町が独特の町の施策を出しながらやっていくと、その基本となっているのがうちは第2次総合計画ということになっております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

国のすることを全て否定しているわけでは私はありません。それは、今町長がおっしゃられたことは必要なことだと私も思っております。でも、一番大切なのは自分の地域の足元を見ることだと思っております。

続きまして、コロナ対策に移ります。2つ目ですね。新型コロナウイルス対策について。

ワクチンの接種が紀北町でも始まろうとしています。予防接種は大切だと思いますが、これだけでコロナが終息するとは思えません。有効な一つの手段だと思います。順調に進んでも社会全体で効果が現れるには一定の時間を要します。あらゆる手立てを取る必要があります。中でも、無症状感染者を発見、保護するためのPCR検査を受けられるようにすることがこの町でも急務だと思います。私は昨年6月、9月議会でもPCR検査の尾鷲病院での早期設置を求めてきました。さらに、職業上、リスクの高い方には必要ときに無償で検査を受けられるよう議会で求めてまいりました。町長もPCR検査が必要、でも国の指導が、国の予算がおっしゃり、紀北町の施策は示されませんでした。そして、疑いのある、また自分で不安のある方たちがすぐにPCR検査を受けることができるのは望ましいことだともおっしゃられました。そのことは今もお変わりではないと思います。

いま一度、足元を見て、紀北町に必要なコロナ対策について町長の見解を問います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

新型コロナウイルス感染症にどうするかということは、今までと何ら変わることはないと思います。ワクチンが接種されても新しい生活様式、それから3つの密、手洗い、手指の消毒、これはずっと続けていかなければならないと思います。これ、新型コロナだけではなしにインフルエンザがもう0.何%ですか、111万人が1,000何人しかかからなかったということで、これはコロナだけでなし、そういった感染症に対して有効な効果があるということなので、それをやっていかなければいけないと思います。

そういう中で、PCRは今ちょっと感染数も少ないので、不安な方はやっぱり行政検査のほうでやってもらうべきだと思いますし、基本はそういった方たちがやっぱりよその地域に行ったり、そういうときに十分注意していただく。まずはワクチンではなしに、そういう感染防止対策をしっかりやるべきだと思っております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

PCRの検査についてのお答えはありませんでしたけれども、政府は3月5日に改定した基本的対処方針に「高齢者施設に対する社会検査とともに、再度の汚染拡大の予兆や感染源を早期に探知するための幅広いPCR検査とモニタリング検査やデータ分析を実施する」と新たに方針に明記しました。でも、これは国止まりで、この地方には来ておりませんが、この視点が国でも始まっております。自治体でも計画を立てて実施することが重要になっております。

今までは、検体を送る検査でないとPCRの検査ができませんでしたが、今はPCRの自動検査機が開発されております。愛知県の藤田医科大学の機械は大変大規模で、これ数1,000万円もする、こんなものを取り入れようとは言いません。東京の立川相互病院に取り入れられた島津製作所が販売している小型で、1時間30分で結果が分かり、価格も190万円と比較的安価なものがあります。看護師1人がいれば操作ができる機械だそうです。これならば紀北町でも私は導入が可能だと思ひ、今、町長がおっしゃられた不安な方たちの検査も実施することができると思ひます。これです。これとこの差はあります。インターネットで取ったので、ちょっと分かりにくいと思ひます。

このような小型のPCR検査機があるということをお町長はご存じだったでしょうか。ぜひ紀北町でも導入すべきだと思ひますが、町長の考えをお伺ひいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう安価な機械があるのは、私、存じておりませんでした。

ただ、今、キットを購入して送るといふ制度といふかな、民間の、あると思ひますので、そういうことがもし必要な部分が出てきたら、またそういうことも考えますけれども、言うたら大都市部の近く、中部圏とか関西圏、それと関東地方、そういうところであればやっぱりいろいろと手順も踏まなければいけないと思ひますが、紀北町は紀北町なりのことを考え、どうしても必要性が生まれたときは積極的なPCR検査も行って行きたいと思ひます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

現実には、隣ではたくさん発生したときがありました、隣の町で。いつ紀北町に来るかは本当に予想がつきません。準備が必要だと思うし、町民の方は本当にPCR検査を受けたいとおっしゃられていました。職業に就いている方は特にそうです。導入すれば、社会的高齢者施設とともに医療機関、障害者福祉施設などにも広げ、職員に対しても定期的に行い、対象を利用者にも広げ、感染防止を図ることができると思います。1人で操作ができて、移動ができて、190万円でこの機械を導入することができます。それでもこの機械に対して検討するというお返事をいただきたいと思いますが、これで町民の命を守ることができます。ぜひ検討をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

PCRは、尾鷲のときでも行政検査をしていただきました、不安な方というか接触者も。そういうことでありますので、そういったことについては行政検査で、あのときも何10人もしていただいたときもありますので、接触というだけで不安を感じているというだけでやっていただいておりますので、そういう行政検査でも対応できるのかなど。

それと、PCR検査は何かあったときの、やっぱりその時点での検査結果になります。ですから、そういったものを看護師1人の方にたくさんの検体が来て、もうそれがコロナウイルスかも分からないものをこういう行政機関がやるような話ではないかなとも思います。医療機関で、やっぱり例えば尾鷲市さんの病院とか、どこどこの病院さんとか、今の尾鷲市さん、取ってください。いろいろな病院の中に設置して、そういうことをするというのなら話分かりますけれども、例えば、PCR検査用のものをここの保健室の隣かなんか置いて、看護師さんがいるからと集めてきて、それは私は今考えておりません。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

認識不足だと私は思います。ぜひ一度ぐらい、「島津製作所」「コロナ」でホームページに載っております。検索してください。私の言っていることは間違いではないと思います。

それでは、3つ目のジェンダー平等についてお伺いいたします。

#わきまえない女、#ジェンダー平等の言葉がツイッター上でも現実社会でもトレンド、

3番目ですね、最近の話題になっております。事の始まりは東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長だった森喜朗氏の女性軽視発言です。女性がたくさんいる会議は時間がかかる、組織委員会の女性は皆さんわきまえておられるという発言があり、これに対抗するものとして、#わきまえない女の投稿がツイッター上に殺到しました。

紀北町議会においても、残念ながら私もよく言われます。「近澤がしゃべると時間がかかる」、失礼ですよ、取り消してください。それこそジェンダー平等ではないと思います。

また、今議会でも「手を挙げないように、手を縛ったほうがいいな、手を縛ったらな」との発言も受けております。笑い事ではありません。これもある意味ジェンダーの問題です。

森氏の処遇や再発防止を求めるネット署名は16万近くに上がりました。改めてジェンダー平等社会を求める大きなうねりをつくりました。ジェンダーとは本来、性別、役割のことを指しており、男性目線、女性目線といった多様性を持つことがジェンダー平等になります。行政にももっと女性の目線が必要であると思われまます。

紀北町の現状について、ジェンダーの視点から町長の認識と見解をお伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、町民に皆さんもあるので、ジェンダー平等について少しご説明させていただきます。

女性を取り巻く環境、解決すべき課題の背景には社会的・文化的につくられる性別であるジェンダーに基づく偏見や不平等があると言われております。男女の社会的・文化的な格差を比べたら、2020年のジェンダーギャップ指数は日本は149か国中121位で、これは前回の114位からさらに順位を落として、過去最低を更新している状況でございます。

ジェンダーによる男女の差別を解消し、個々の能力が活かされ、安全で安心して暮らせる社会をつくっていくことは世界共通の課題であるとしております。

紀北町におきましても、男性も女性も社会的に平等であり、男性だから、女性だからと様々な差別を受けることのない社会をつくっていく努力をしていくことが必要だと思っております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

ジェンダーについて、お話をいただきました。

女性運動の大先輩であります平塚らいてうが「元始、女性は実に太陽であった」と真の女性を解放する宣言をしたのは今から110年前です。あれから数々のわきまえない女たちが声を上げ、歴史を動かしてきました。

でも、紀北町の未来を担う職員は正規職員で、そこに皆さんにもお示ししてあります男女比は10名余りの再任用の職員を含んでも80対約20です。逆に労働時間が15分短い会計年度任用職員は男女比が30対70です。平等には程遠い状況です。これらの理由の一つは会計年度職員がパートタイムであること、また、日本の悪しき習慣として、パートタイムという名のフルタイムの働かせ方にどうしても女性が就かざるを得ないという問題そのものを表していると思います。議場を見ても職員の皆様の中に女性は1人もおりません。女性の数が半分になれば政治は変わるとよく言われておりますが、課長職にも女性を登用すべきだと思います。何よりもこれこそが多様性を持った町民の皆様のためになる行為だと私は思います。町長の見解をお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今の男女比等については、やっぱり行政としての歴史的背景があると思います。私、10年前になってから、そういった男女比を考えてしたことはありません。応募についても男女別の応募をしたことはございません。ですから、そういうことからすると、私になって、ほぼ毎年何らかの女性も行政職に採用されておりますし、逆に、会計年度職員の中に男性も交じってきておりますので、現在ではそういうものは徐々に解消されてきている。

ただ、これはあくまでも公募させていただいて、応募をしてみえることですので、そういうことに対して、行政の職とか、そういったものに対しての考え方は応募していただく方の考え方によって数字的には決まるものと思っておりますが、いろいろな角度での応募の仕方が今あるのも事実でございます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

答弁不足です。課長に女性を採用してくださいというふうに言いました。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は、女性だから課長に登用するという事は考えておりません。それぞれの能力に合わせて採用させていただいています。ですから、女性の方で課長職に適正な方が生まれれば課長として登用もさせていただきます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

その姿勢で、私、女性だからせよとは言っておりません。多様性を認めて、女性も登用すべきだと言ったつもりであります。

会計年度職員は、やっと2020年から、物件費だった、物だったんですね、それから人件費に昨年からなりました。でも、正規職員にはない5年に一度の試験があります。私は以前にも瑕疵がない場合は試験を行うべきではないと質問で訴えましたが、現状は変わらず、今年も試験が行われました。この試験について訴えると、町長は今もおっしゃっておられました、差別はしていないと。就職機会の均等を保ち、若い方にも入れるようにするためにやっている。今までのお答えですね。これは年を取った職員からすれば、年を取ったら役に立たんのかいなども捉えられることだと思います。また、そういう制度を分かって入っているのにもおっしゃられました、今までも。先ほどもそのように私は受け取る部分もあったと思います。会計年度職員になりたいくて、仕方がなくて受けた方は何人おられるでしょうか。私はそのことも考えていただきたいと思います。

今、国の自治体職員減らしのために正規職員の数が減り、業務にも支障が出ているのではないかと危惧しております。また、そのしわ寄せが図らずも会計年度職員の皆さんたちに来ている部分もあると思います。制度そのもの、考え方そのものが職員の不平等を生み、適切な業務の遂行を妨げるものになるのではないかと危惧をしております。このことを認識しておられるとは思いますが、親子ほど年が違う人間同士で同じ試験を受けさせることが住民サービスの向上につながるには到底考えられません。試験は行うべきではないと思います。改めていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

やはり、仕事に応じた応募があるわけなんです。行政職の正職員を受ける方も会計年度

を受ける方もいらっしゃいます。それは人々個々によってあるわけですね、会計年度を受ける人はそれを受ける理由があるわけです。それは本人さん、こちら公募するわけですから、応募があるということなので。

それと、不平等ということ、前回と一緒になんですけれども、やっぱり試験というものはそれぞれの能力に応じたものがが必要です。今、若い方、少し年齢を召した方もということですが、今の現状の仕事に就いていたいと、そういう思いがあるのであれば、私は努力して勉強していただくべきだと思います。それが一定の水準で、それと試験も一定で普通のこととおかしいけれども、作文と分けてあります、職種にもよって。そういう配慮もさせていただいておりますし、テストだけで総合的な判断をするわけでもございません。面接もございまして、そういった今までの勤務状況、そういうものもありますので、それは私はやっぱり努力はしていただいて、その試験なり、その地位に、仕事にとどまりたいのであれば5年あるんですから、5年の間努力を重ねていただいて、また再度受けていただく。これは正規の問題だと思いますし、以前も申し上げたように、ずっと入ったらそのままということでは、定年制のあるような正職員の行政職員とは違って、新たに短大を出たり、新たな方が受けるチャンスを全部閉じてしまうという話になります。一旦入って、そのままいくのであれば、それこそ不平等ではないかと思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

私は、瑕疵のない人には受けさせるべきではないと思います。そこは町長とずっと平行線だと思いますが、ジェンダーの視点も今叫ばれております。

もう一度、私、女性の方が圧倒的なんです。女性だからというのではないんですけれども、自分が55歳で、あと5年というときに定年制はないとおっしゃられましたけれども、定年はあると思いますよ。ないんですか。ないですか。失礼いたしました。じゃ、65歳でも70歳でも会計年度職員は大丈夫なんですね。いきます、後でもいきます。そのこともお答えください。

今、ジェンダー平等は世界で121位、決して高くない、むしろ低いです。町長もおっしゃられておりました。紀北町では既に言ったとおり、今この場でも女性職員はおりません。社会をよくするために紀北町をよくするために、ぜひ会計年度職員の5年の試験、瑕疵のない場合は免除することを求めます。わきまえない女はそれまで黙りません。よろしく願います。

たします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

年齢の話ですね、受けられます。

ただ、それが我々の求める方であるとか、そういったものもございますので、それは作文やそういうテストも含めて我々が総合的に判断しますので。ただ、今、何歳までとか、男女とか記載はございません。ですから、応募に関してはそういう制限はいたしておりません。

ああ、議長、すみません。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございませんが、試験はさせていただきたいと思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

わきまえない女は、それまで黙りません。そのことを再度申しまして、大きな2つ目の健康保険に入っていきたいと思います。子どもの均等割の免除をのところに入ります。

厚生労働省は、高過ぎる国民保険料の問題で子育て世帯の負担軽減を進めるとして、子どもの数が多いほど保険料が引き上がる均等割、これは子どもを産めば保険料が高くなる、これは国保にしかない部分ですが、その均等割の部分の5割を小学校に上がる前まで、未就学児に限って公費で軽減する方針を固めました。今年の国会に関連法案を提出して、2022年度から導入する予定です。均等割の5割軽減です。全国では40万人の未就学児が対象で、紀北町では74人です。

国保制度は、現在、低所得者に対して均等割など応益部分の保険料の軽減策を行っており、7割、5割、2割の3段階で設けているため、低所得者には軽減がさらに上乘せされることとなります。この5割の均等割で、紀北町の全体としては64%の方がこの軽減を受けておりますが、低所得者の未就学児がおられる家庭はそれぞれ8.5割軽減、7.5割軽減、6割軽減に拡充されることになると思います。

国の平均よりも少子化が進んでおるこの紀北町です。国の施策ではますます少子化が進み

ます。軽減ではなく、減免すべきではないでしょうか。これこそ町独自の軽減策になると思います。町長の考えをお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、国民健康保険のことについて、子どもの均等割の減免についてということでお答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険の状況につきましては、高齢化や産業構造の変化、医療の高度化による医療費の増加等が著しい中、財政運営は厳しい状況が続いております。そのような中、国民健康保険の子どもの均等割軽減におきましては、厚生労働省も子育て対策や少子化対策の一環として、平成27年度から検討を重ねてきた軽減制度を令和4年度から未就学児を対象に、所得制限を設定せず、均等割5割の軽減制度を導入する方針を打ち出しているところでございます。

そういう状況の中ではございますが、三重県内におきましては、子ども均等割の軽減・減免を実施している市町はなく、平成30年度から広域化されて、現在、三重県が中心となり、県内の保険料水準の統一や均等化に向けた取組みが進められているところでございます。

そのような中、それぞれ内容の異なる独自の軽減・減免を講じるのはまたいろいろと問題はあろうかと思えます。議員おっしゃるように、大事な部分だと思えます。だから、国も5割軽減を考えて、それが27年度から検討しながら来たんだと思えます。ということは財源とか、そういったことがやっぱり重要なことになっております。だから、国も財源のことを考えながら今回法整備をしていただくということなので、我々としても県全体の中で、国保の中で話が出て、国が5割してくれるから、もっと持ちましょと、そういう話も出てくれればあれですけども、一つの町が今飛び出るような行動をするのは私いかがかと思えますので、そこはご理解いただきたいなと思えます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

初めから、私は申しております。国や県とかの情勢じゃなく、足元を見てほしい。国や県よりも少子化は進んでいるんです。だから、その一歩手前をして、現状は維持できないのではないのでしょうか。私はそう思っております。このことにつきましても、この審議会がその決

定をする前に開いておりますが、全国知事会や全国市長会の会員がそろって賛成だと表明しております。そして、未就学児にとどまらない対象拡大とともに、地方側に負担が求められた2分の1の軽減の財源を国が十分に確保するよう、知事会や全国の市長会議ですけれども、これには村長会議の方は審議会に入っていないのだと思います。これは国の姿勢ですよ。そんな中にも町村会はいれないんですね。

そういう国の方針に対して、先手を打って頑張ってもらいたいと思いますが、再度、もう一度、少しは国の動向を見るんじゃないかと、その先端を行っておるんですから、紀北町は、そのことについてどう認識されておられるのか、お伺いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

少子化を防げるのではないかという話ですけれども、少子化はなかなか難しいと思います、これ、社会の構造がそういう構造になってきておりますので、今。そういうことからすると、国保だけではなしに紀北町全体の子育て応援の施策を行っておりますので、子育てを応援するという観点からはいろいろな形で他の市町よりも厚い部分もございます。

それと、今おっしゃっていただいたように、国や市長会や県とか、財源を確保すべきということがありますので、そこをしっかりとやっていただいて、市長会も町村会も国に財源確保してよと、現実に私も1人増えたから均等割でぼっと増えるのはあまり適切ではないと思います。ただ、反面、子どもたちが医者にかかる回数が多いもの事実ですけれども、しかし、子どもが増えることによってそれだけの負担が増えること自体もいかなものか、これは国も一緒だと思うんです。だから、そう思っているし、市町村もそういう要望もしていると思いますので、財源をどうするか。

財源という観点からすれば、うちの国保はずっと上げずに来ております。辛抱しています、本当のこと言っ。そういう中でやっておりますので、努力者支援とか、いろいろな国のお金を頂きながらやっておりますので、均等割を一つ失くせば、自分ところの町だけで、結局その均等割をどこかに負担してもらわなければいけない。それは被保険者なんか、市町なんか分かりませんが、そういうこともやらなければいけないので、県全体を見ながら、議員のおっしゃるような方向に行けないかということを今後、町村会等でも意見として出していきたいと思っています。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

ぜひ、お願いしたいと思います。私も毎年12月議会、来年の予算委員会の中で保険料を据え置いてほしい、資格証明書は出さないでほしい、資格証明書は出すなということを毎回12月議会で質問しております。そして、このことも質問は2回目です。でも、今のような答弁では、町長、そのときはなかったので、一步前進したと評価しております。その姿勢で、ぜひ一日も早い実現を求めたいと思います。

それでは、3つ目に入ります。核兵器禁止条約について。

1月22日に核兵器禁止条約が発効し、核兵器は違法化されました。国際社会の規範として、開発・実験・生産・製造・使用など、核兵器に関するあらゆる活動が禁止されました。条約は核兵器の使用を前提とする核の傘も禁じております。2月19日にフィリピンとコモロが禁止条約に批准し、54か国となっております。被爆国の日本が禁止条約の参加に踏み出せば、世界の高い信頼を得ることになり、核兵器廃絶の流れに大きな勢いを与えます。

「非核平和の町」宣言の紀北町、町長の認識と見解をお伺いいたします。国際化されたことに対する認識と「非核平和の町」の町長としての非核平和に対する町長の見解と認識をお伺いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、核兵器の禁止条約ということでご質問をいただきました。

核兵器禁止条約について、核兵器のない平和な世界の実現、これは人類全ての共通の願いだと思っております。本町におきましても、先ほど議員がおっしゃっていただいたような「非核平和の町」宣言をしております。私自身は核兵器廃絶実現、これを願っているところでなんですが、議員とあまり深い議論ができないと私自身は思っております。それは、議員もご承知のように、町村議会において防衛、外交、こういったものはあまり取り上げるな、適切でないというご指導も書いてあります、議員必携には。そういったことで、自分の意見としては言わせていただきますけれども、なかなか根本的に国を守る国の施策まで踏み込んだのは難しいと思いますが、個人として、町長としては明らかに廃絶すべきだと思っております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

町長としてはと、今、個人の意見は聞いていません。紀北町、自治体の町長に私は質問しているんですね。

瀧本攻議長

再度の答弁聞きますか。

11番 近澤チヅル議員

はい。

瀧本攻議長

再度、答弁求めますか。

11番 近澤チヅル議員

はい、再度答弁を。議長からも指摘がありました。よろしくお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

紀北町長として、廃絶を望んでおります。

11番 近澤チヅル議員

以前からもそうでした。そのことは変わらないと思います。紀北町議会としても私も初めて議員提案をさせていただいて、当時の安倍内閣だったと思いますけれども、核兵器禁止条約に政府として署名するよう求める意見書を上げております。そして、「非核平和の町」宣言の町長でもあります。

私も、60の定年退職のときに、人間として生まれて何ができるかなと思い、NPTの大会に国連へ行ってまいりました。そのときに町長にも、旗を今日持ってこなかったんですけども、署名をしていただいております。そして、今日これをしております、女性ですので、国連で買ったものです。ぜひ、今の町長の非核、同じ思いだったという思いを現実を表していただいて、その声を国会にも届けていただきたいと思いますと思うんですね。私も国連へ行ったときに、尾鷲市と紀北町の町民の皆様に、たくさんの方に協力をいただいて5,500筆の署名を持って国連へ行きました。紀北町町民の皆さんの思いもあって、もちろん被爆者の方の思いとかいろいろあったと思います。職員の皆様、町長、皆様、みんなの思いが、そして紀北町、尾鷲市では私、5,500筆を皆さんの協力で集めていただきまして、届け、そのことが世界を

動かしたのだと思っております。これはみんなで頑張った成果だと思っているんですね。

ですから、やはり町長は渋るかもしれませんが、現実にも今、署名が一番だと思います。町挙げて、国が、世界で唯一の被爆国である日本政府が私は批准しないのはおかしいと思っております。世論でも7割の方がおかしいと言っております。私の周りの町民の皆さんもみんな思っております。ぜひ署名活動に町を挙げて取り組んでいただきたい。これは私が皆さんから5,500通を届けさせていただいた者の使命だと思っております。今質問させてもらっております。ぜひ思いに応えていただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

署名ということをおっしゃったので、私の署名実績、お話しさせていただきます。

「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める署名」というものは紀北町長として署名させていただいておりますし、「広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」についても私は署名させていただいております。そしてまた、平和首長会議においても紀北町は加盟させていただいておりますので、方向性としては全く同じこととございますので、ご理解いただきたいと思っております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

毎年、署名をしていただいているんですが、町長も心からそう思って署名をしていただいていると思います。ぜひ、一歩勇気を出して、先頭に立って、リーダーシップを取って、町を挙げてしていただきたい。私、町長の答弁と私の思いの中に矛盾はないと思います。本当にそのことをお願いしたいと思っております。

もう一度、くどいようですが、お伺いいたします。今年の予算にも2,000円あがっております。その首長の会議の加盟の経費ですね、そのこともあがっております。ぜひ勇気を出していただいて、町民も喜ぶと思っております、唯一の被爆国なんですから。くどいようですが、再度お願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

署名に回ってきていただければ、いつでも署名させていただきます。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

私は、そのことを言っておりません。紀北町挙げて、皆さんと協力して、リーダーシップを取って、回覧板とか自治会とか、いろいろ方法はあると思うんですが、そのことを申し上げております。

もう一度、回答をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは、先ほど議員が自分の口でおっしゃったように、自治会とか回覧板等で署名を取っていくべきだと思います。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

そこまでだと理解しました。

それじゃ、もうあと時間がないので、コロナ禍で苦しむ町民の課題を解決するには住民に最も身近な、この紀北町の現場しかありません。そこで創意工夫して制度をつくり、全国に普及する。そして、国が法制度をつくると、そういう大きな流れになっていくことも核兵器の問題でも必要です。

そして、行政も同じです。国や県の動きではなく、地元の地域にこそ、その中に必ず困難を突破できるヒントがあると私は思います。そのことを申し上げまして、わきまえない女の私の質問を終わります。

瀧本攻議長

答弁はいいんですか。答弁は求めますか。

11番 近澤チヅル議員

答弁を、はい、お願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の活動として、頑張ってください。

瀧本攻議長

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

瀧本攻議長

ここで、10時40分まで休憩といたします。

(午前 10時 23分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、議会を再開いたします。

(午前 10時 40分)

瀧本攻議長

次に、7番 奥村仁君の発言を許します。

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

7番 奥村仁。

議長の許可をいただきましたので、令和3年3月定例会における一般質問をさせていただきます。

今回は、町長がいつも大切にしている町民の健康について2つの項目に分けて質問いたします。

大項目の1つは、改正健康増進法における受動喫煙対策についてで、この法が施行されたことによる行政施設等での対策の在り方について、2つ目は今回私の前に2人の議員が質問しておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制についてで、住民の皆様が今一番知りたいスケジュールの情報や先行接種が始まっている医療従事者の接種後の副反応の情報提

供などについて聞いていきたいと思います。

それでは、1項目め、改正健康増進法における受動喫煙対策についてに入らせていただきます。

受動喫煙に対する考え方なんですけど、既に健康増進法が改正され、2年が経ってこうとしておりますが、当町として受動喫煙が非喫煙者に対し、どのような健康被害をもたらすのか、また、どのような状況を受動喫煙とみなしているのか、あと、公共施設で考えられる受動喫煙の状況についてどのように認識をしているのか、お聞きいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、奥村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

受動喫煙が他人に与える健康影響と喫煙者が一定程度いる現状を踏まえまして、受動喫煙にさらされることを望まない人がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に考えまして、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病気の人などに配慮し、受動喫煙対策を進めてまいります。

なお、受動喫煙につきましては、健康影響は流涙、頭痛などの症状だけでなく、肺がんや虚血性心疾患等の死亡率の上昇、非喫煙妊婦でも低出生体重児の出産の発生率が上昇するといった研究結果が近年多く報告されております。小児ではぜんそく、気管支炎といった呼吸器疾患等と関連があると報告されております。また、乳児では乳幼児突然死症候群と関連があるとされております。

受動喫煙とは何かというご質問をいただきましたので、少しご説明をさせていただきます。

副流煙と呼出煙とが拡散して混ざり合った煙を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを受動喫煙といいます。吸い口からの喫煙者本人が吸うたばこの煙のことを主流煙、反対側から立ち上がる煙のことを副流煙、また、喫煙者が吐き出した煙を呼出煙と言います。特に屋内などでは喫煙者の喫煙開始後、直ちに副流煙と呼出煙とが拡散して混ざり合う環境たばこ煙となるとお聞きしております。これが喫煙するつもりはないのにたばこの煙を吸わされてしまう、あるいは吸わせてしまう受動喫煙の原因と認識しております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

答弁いただいたんですけれども、その中で、公共施設で考えられる受動喫煙の状況というのがどんなものかというところで答弁されていなかったのもので、お願いいたしたいと思います。

尾上壽一町長

喫煙状況みたいのでよかったですよね、ごめんなさい、議長。

瀧本攻議長

ちょっと、再発言。時間止めますよって。

7番 奥村仁議員

現在の喫煙状況についてはまた聞くんですけれども、公共施設ではどんな状況が受動喫煙とみなしとるのかというところでお聞きしたい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長から答弁いたさせます。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

第一種施設というのがありまして、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い子どもや病气等の人が利用する学校とか児童施設、病院、診療所、行政機関の庁舎で行うたばこのことを受動喫煙ということでございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

公共施設ということで、公共施設以外のところも一緒やと思うんですけれども、いろいろエレベーターであったり、いろんなことを言われている中のこと、それも含めてお聞きしたかったというところもあるんですけれども、じゃ、今、回答いただいた中で、次へ入りたいと思います。

健康増進法が改正されて2年経ってくるわけなんですけれども、当町はその改正後、どんなような形で取組みをされてきたのかというところで、その内容と経緯についてお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

取組みということでございますが、健康増進法改正により、望まない受動喫煙を防止するため、学校、病院、行政機関、多数の人が利用する施設が屋内禁煙となっていること、受動喫煙が健康に与える影響、禁煙などについて広報誌に掲載し、町民の皆様に啓発を行っております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

取組み内容、細かくいろいろその施設によってあると思うんですけども、それも含めて後で聞いていきたいと思えます。

行政機関・施設等における受動喫煙の対策の状況、先ほどもお聞きしようということでしたんですけども、改正後の取組みについていろいろ答弁をいただく中で、先ほどと重複しているところも出てくるかもしれないんですけども、庁舎や出先機関、第一種である学校も含めてなんですけれども、体育館、体育施設、学校など、それぞれの施設によって多少取扱いに違いというものが出来ているのではないかなというふうにも思えます。それぞれの施設にどのような対策がされている状況があるのかということと、禁煙・喫煙の状況について答弁をいただきたいと思えます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全面施行に合わせて、町が管理する公共施設では屋内においては原則禁止ということにしております。

また、役場本庁舎、海山総合支所のほか、学校施設や各集会所につきましては、敷地内も禁煙ということで取り組んでおります。

商工観光関係の集客施設におきましては、屋外において喫煙場所を設置し、喫煙している施設も存在しております。来場者の方に対する禁煙の周知につきましては、ほとんどの施設で禁煙をお願いするという貼り紙で対応しているところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

各施設、禁煙の貼り紙であったり、啓発をされている状況というのは目にしておりますので、禁煙が守られている状態であるのかなというふうに、法の下の話なんですけれども、法でうたわれている形で禁煙をされているというところで認識はしております。

それでは、第一種施設である官公庁、役場の庁舎についてお聞きしたいと思います。

第一種施設である役場の庁舎については、先ほど答弁いただいたように、庁舎の中及び敷地内全面は禁煙となっていると思います。現状をお聞きしますが、庁舎内及び敷地内において、職員及び来庁者の禁煙は守られていると思っておりますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全体的に、私から見ると庁舎内等、敷地内、守られているように思いますが、担当課長のほうからも少し答弁いたさせます。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

お答えします。

今、町長も言われたように、庁舎内等につきましては、職員、禁煙を行っておるところではございますけれども、ただ、たばこを吸う方も見えますので、一歩外に出て吸っておるような感じも時々見受けられるような状況でございます。

以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

先ほども言ったように、法の下での禁煙が守られている状況というふうに捉えています。課長が答弁されたように、敷地内では吸っておらず、敷地外から一歩外へ出て吸われている状態ということで認識を僕もしております。

その中で、1つ、今回の質問の中で一番気になっている点はその部分であるんですけど

も、職員が一步外へ出て喫煙をされているという状況なんですけれども、それは休憩時間での喫煙なのか、就業時間内での喫煙なのかというところでお聞きいたします。

瀧本攻議長

上野総務課長。

上野和彦総務課長

職員につきましては、勤務が始まる前あるいは勤務が終了した後、それと昼休みに原則として吸っていただくということになっていると思います。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

今、総務課長からそういうふうな答弁をいただいたんですけれども、私を含めて、町民の方も多分見ておられる目があると思うんですけれども、今言われたように、時間外、例えば5時になる前でもそうですし、昼間ではない時間でも吸われている現状があると思います。

敷地内から一步出て吸っているのは、ルール上というか、法の下ではセーフというか守られているものだと思うんですけれども、ただ、敷地から一步出て吸っているから、それはオーケーだというのは、これは法の裏返しの解釈のようなことであって、町民に模範を示すべき町の職員がやっているということについてはいかがなものなのかというふうに思っているわけで、私は喫煙者に対して悪というふうには全然思っていないくて、喫煙される方が庁舎内で肩身の狭い思いをされていることだとも思います。

そうはいうものの、就業時間内に外へ出て喫煙をされるということは関係のいろんな施設からとか、町民から問い合わせの電話がその職員宛てにかかってきた場合、非喫煙者の職員がその電話の対応をしなくてはならないという、それはマイナスのことが重なるわけで、それについてどのような形で考えておられるのか。今、時間内にたばこは吸っていないというような認識であるというような答弁を課長からいただいたんですけれども、町長の見解をお聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃる意味、よく分かりますので、基本的には勤務時間内の喫煙についてはよろしくないと私自身も考えております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

勤務時間内、好ましくないという町長の答弁だったんですけれども、多少休憩時間は必要なこともあるというところで、きちんとした喫煙場所での喫煙というふうな形は多少望ましいのではないかなというふうに思うんですけれども、ただ、今、庁舎から一歩外へ出て喫煙している状態というのは庁舎の周りにある道路関係は小学生が登下校に使う通学路でもあります。先日はたばこを吸っている職員の横を小学校1年生だと思えます。ランドセルに黄色いカバーをつけた児童が歩いておりました。その状況は第一種の施設からするとルールを守っていると思うんですけれども、受動喫煙の法の下で、全体的に考えると守られていないものなんじゃないかなというふうに思います。その点について答弁をいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるとおりなので、喫煙するにはやはりマナーを守らなければいけないと思います。第一種、第二種、そういう場所以外でも吸うに当たっては、お店で吸うにしても、道路で吸うにしても、そういった受動喫煙があるよということを認識した上で、マナーを持って喫煙をしていただきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

いろいろ答弁いただいてきた中なんですけれども、私は第一種の庁舎の施設で、法の下で許されている特定屋外喫煙所の設置というものは喫煙をしたい職員さんのことを考えると、また、町民の皆さんのことを考えるとやっぱり路上で何人も一緒にたばこを吸っている姿ではなくて、法の下で許されている喫煙所の設置というものが需要ではないかというふうに思います。例えば、庁舎であれば屋上であったり、近隣の住民、家屋、いろんなところに接しない、非喫煙者が通常入り込まない場所というのは法の下で許可というか、許されている場所だと思うんですけれども、改めてそういう施設をしっかりとつくって、喫煙ができるような状態をつくるのか、それとも喫煙者の職員の方、来庁者の方には5時15分を過ぎるまで禁煙を守っていただくのか、どちらかを選択する以外にはないのではないかなというふうに思う

んですけれども、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全く議員のおっしゃる気持ちも分かりますし、吸うほうの気持ちも分かるんですよ。

そういった場所で、受動喫煙の法律ができた段階で、紀北町としては第一種の部分ではもうそういう吸う場所をつくらないともう決定して、職員にも徹底させていただきました。したがって、敷地内に現時点でつくることは大変多くの公共施設、第一種施設がございますので、ちょっと今それらに全て配慮するのも難しいかなと思います。

また、あと来庁者についてなかなか長時間いるということでもないの、会議であればほぼ2時間、あと用事の方はもうすぐ帰られるということもあります。

結局、職員がどうなのかという話ではございますが、そこについては町としての方針として、第一種の中にはつくらないという方針でしているので、喫煙者にはご不便をおかけしているところでございます。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

庁舎を建てたときと言うたんですかね、中にはつくらないというふうに決めていただいて、それはそのときそう決められたかなというふうには思うんですけれども、状況を見て、やはり吸えるところまで行って吸っていただくとか、我慢していただきながらイライラが積もりながら仕事をせざるを得ない状況というよりはしっかりした施設をつくっていくというのが必要なことなのではないかなというふうにも思います。これは役場の庁舎だけでなしに、学校施設もそうだと思っております。学校についてもいろいろ外へ出て吸われるというような形を取っているのではないかなというふうにも思うんですけれども、それについてある程度の線引きをしなければいけないと思うので、その施設をつくるまでの間は禁煙という形をするのか、今の状況をきちんと把握するのか、どちらか答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

悩ましいものを我々も考えてまいりました。最初のうちはご存じのように、町民ホールの

前に喫煙所を設けさせていただいて、アクリル板で張って、中へ機械、空気清浄機のようなものをつけさせていただきました。

しかし、それでもなお、やはり利用する方から煙が漏れるということで苦情があつて、そこもう閉鎖させていただきました。

そういうことも考えまして、本当に職員には、喫煙者には気の毒なんですが、今の方針でいきたいと考えております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

今のままいくとなると、やはり路上での喫煙というのは何らかの形で対処していただく必要があるのではないかなと、これは町民の方も結構見られていて、役場の職員さんがこんな時間に何人も固まってたばこを路上で吸うて、いかがなものかというふうに言われとるので、それはしっかりと対応していただく必要があると思います。

それでは、2項目めの新型コロナウイルスワクチン接種体制についてに入らせていただきます。

この項目については、既に2人の議員が質問していますので、重複する内容については、こちらからの確認をさせていただくという形でいきたいと思います。

また、質問を通告してからかなりの日数がたっていることから、内容が日々変わってきているものがあると思います。明確になってきたものもあると思いますので、明確な答弁をいただきたいと思います。

当町における接種スケジュールについてなんですが、ワクチン接種スケジュールについては3月8日からこの地域でも医療従事者への先行接種が始まり、その後、高齢者や基礎疾患を有する者、一般住民への接種へと移っていくというスケジュールであることは様々な報道等で耳にするところではありますが、住民は毎日のようにテレビなどで見聞きするワクチン接種開始のニュースやそれに伴う副反応などの情報への不安は積もる一方だと思っております。

まずは、接種券の発送予定や高齢者、基礎疾患を有する者、介護施設の入所者、それと介護施設職員、一般住民への接種開始の日程の策定状況について、昨日の答弁と重複するとは思いますが、改めて明確に答弁をいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ワクチンのことについては、皆さん関心も高く、議員からもいろいろご質問をいただいておりますが、我々としてもワクチン任せという部分があるというんですか、そういうことがあって申し訳ないことだと思いますし、情報がいろいろと変わってくることも多いので、明確なことが、今日言ったことが明日変わるやも分かりませんので、その辺についてはちょっとご理解いただきたいなと思います。

まず、接種スケジュールは高齢者向けの新型コロナワクチンが紀北町には4月19日の週に1箱入ります。4月26日の週に1箱配分されると、そのような形で決まっております。そういうことで、紀北医師会等、いろいろな方と接種日程等の調整を行っておりますし、そういう中でも以前、個別通知を送らせていただく話になっております。これで接種される方とか、そういった方を把握したいということで、3月末から4月初旬には個別通知をまずは対象者に送らせていただいて、それを受付させていただいて、方針等をしっかりと定めていきたいと、そのように考えております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

いろんなことが日々変わっていく中なので、今お答えが難しいというのも分かっております。

町長の答弁の中で、住民への通知を出す日程なんですけれども、この3月末から4月初旬に向けて発送をしていくということで、これの内容についてもこの後でお聞きしていきたいなど、そういうふうに思っているんですけれども、住民がその通知を受け取って、自分らはどれぐらいから接種を受け始められるのかなという、大きなというか大体のスケジュールというのもまだ聞いていない状態になってしまっているのかなというふうに思うので、そこら辺の大きな、大体5月ぐらいですよとか、6月ぐらいからですよとかという大枠のスケジュールというものはどれぐらいのところで決まっているのか、お聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず、個別通知を出させていただくということで、個別通知のことについては中へ入れさせていただきますご案内も含めて、接種券、俗に言うクーポン券なんですけど、それと予診票、

それから町からのご案内、これには移動が困難な方は送迎バスが使えますとかかそういったこと、どちらの会場にしますとかかそういうのを聞かせていただきます。そして、新型コロナウイルスの国等から来た説明書等を入れさせていただきます。そういう流れであります。

ただ、申し訳ないんですけども、入ってくるのは分かっているんですけども、まだ医療機関そのものも他の診療所とかそういったところにも至っていない中で、どこまでどうなのかというのは医師会の皆さんともちょっと相談させていただかなければいけないので、順番の方法論は幾つかあります。そのいずれを取っても、どこかには不公平感が出てしまうことなんですけど、そのところは我々の判断に任せていただいて、ワクチンと共にできるだけ公平で早く行き渡るような方法を取っていきたくて、そのように思います。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

4月初旬までに発送して、それが返ってきて、そこから細かいスケジュールが決まっていくというふうな形で住民の方が認識していただければありがたいかなというふうに思います。

それでは、次の質問です。

接種体制なんですけれども、接種スケジュールについて、今の状況をお聞きしたんですけども、他市町では昨日の質問にもありました。広域で取り組んだり、個別であったり、集団、ハイブリッドなどと、その地域の人口や地形などいろいろ配慮、考慮して、様々な接種方法を選択肢としていると思うんですけども、当町については町内に2か所を集団接種場所として行うということで、計画の答弁をいただいております。

高齢者等のことを考えると、集会所単位で接種をしていくというのが望ましいのではないかなというふうにも当初考えていたんですけども、海山地区に関しては海山公民館、紀伊長島地区に関しては東長島公民館の2か所での集団接種を選択したということをお聞きいただきましたので、その理由、経緯という形でお聞きしたいと思っています。

また、ワクチン消費期限や保管体制についてですが、 -75°C という形で保管を必要とするディープフリーザーが配備されます。昨日も1台設置されるということをお聞きしておりますが、設置場所の電源確保や管理体制についてアクシデントであったり、故障などという不安がまだまだ残るところであると思います。当町の管理体制についてもお聞きします。

また、接種スケジュールでもお聞きした基礎疾患を有する者への接種についてなんですけれども、これも先ほど言った個別通知の中で確認していくものなのかなというふうに思うん

ですけれども、誰が基礎疾患を有しているのか、現在何人いるのかなどの情報収集の体制についてもお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変多くの質問をいただいたように思いますので、私と課長で答えさせていただきます、抜けた部分は。

まず、地域とかそういうことなんですが、地域という、前者議員のときは大紀町とかいろいろ話が出たのであれなんですが、うちも紀北地区ということで、尾鷲市と一応紀北町ということで広域という捉え方にはなろうかと思えます。紀北医師会のほうにいろいろなことを相談したり、お願いをしていくということになろうかと思えます。

それと、集会所等も考えたらというようなご意見もちょっといただいたんですが、これがなぜ2つの場所になったかということについてはワクチンのやはり取扱いの難しさがございします。これ、ワクチンがもっと簡単であれば医師会と相談して、いろいろなこともできるんですが、ディープフリーザーが1台、5月にもう1台ということで置く場所が決まってきました。そういうこともあって、東長島公民館と海山公民館とさせていただきました。

また、ディープフリーザーの電源確保についてはこの本庁舎に置きますので、本庁舎には自家発電装置があります。自家発電装置が停電したときの機動については直ちに機動することになっておりますので、発電は、その辺は大丈夫だと思いますが、故障とかそういった部分は我々のちょっと手に負えない部分がありますので、ご理解いただきたいなと思えます。

あと、ワクチンの有効期間についてもお話しさせていただきます。

ワクチンの有効期間は、製造から3か月でございまして、ワクチンが届いた時点で製造からの期間を確認し、有効期間内に使用するということになりまして、やはり戻りますけれども、ワクチンの取扱いが大変難しいです。2℃から8℃ぐらいで5日間しかもたないとか、そういう取扱いが難しいので、各集会所を回りながら、端数が出てきたとき、どうするのというようなこともありますので、できれば集中してやっていこうじゃないかというのが医師会の皆さんとの協議の結果でございします。

ちょっと待って。

(「3か月って読んでるんですね」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

3か月と言うた、私。

(「言うた」と呼ぶ者あり)

尾上壽一町長

ごめんなさい。6か月です、はい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基礎疾患については、課長のほうから答弁いたさせます。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

基礎疾患について、お答えします。

基礎疾患につきましては、今現在国のほうから言われておるのが、個人からの報告制という
ことで聞いておるんですけれども、国から言われておる人数の把握のことなんでございま
すけれども、国から接種対象者については算定方法が示されておりまして、基礎疾患を有す
る方は、総人口の20歳から64歳の場合ですと、人口の約6.3%が基礎疾患をお持ちだとい
うことで、紀北町につきましては、6.3%で約940の方が基礎疾患をお持ちだということ
で現在考えておるところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

接種場所を2か所とした定義というのは、ワクチンが-75℃で保管して、その後どうして
いくのかという中で選ばれたことであって、そこへ来れる方ということで、バスを利用して
もらったりいろいろというところを個別通知の中でしっかりと住民に伝えられるのかなとい
うふうに思っているんで、それは2か所の接種の中で進んでいくものだというふうに思いま
す。

ディープフリーザーの電源確保なんですけれども、あらゆることを想定して、停電したと
きは、電源が、再起動させて、再起動ではないですね、キュービクルがあって電源確保がで
きるということで庁舎を選ばれているんだと思うんですけれども、どんな形で、電源喪失す

る可能性もあると思うんで、そうした場合の対応の仕方というのも、いろいろやっておいていただきたいなというふうには思っております。

基礎疾患を有する方、国の算出方法で940人ほど紀北町にはいるんであろうということなんですけれども、高齢者の方と一緒に接種が始まるというところで、その人数の分を一緒のように確保していくのかどうかというところで、1回目の高齢者のための接種のときの人数の把握がかなり難しくなると思うので、こういった形で基礎疾患があるかないかというのを判断するのか、答弁をお願いします。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

基礎疾患につきましては、65歳以上の方につきましては、高齢者につきましては、基礎疾患に関係なく65歳以上の方全て先に接種をいただくということで、基礎疾患につきましては、高齢者以外の方がその次の対象になると思いますので、65歳以上の高齢者の方が全部済んだ後が次の基礎疾患の優先ということになりますので、ダブって開始ということにはならないということをお今のところ考えております。

以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

基礎疾患を有する者に関して、ちょっと僕の誤解なのかも分らないです。高齢者の接種と同時に基礎疾患のある方の接種が始まるという認識だったんですけれども、これは、高齢者の方が打ち終わった後、基礎疾患のある方が打って、その後一般の住民という認識でよろしいですか。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

今のところ、国のほうから、順番といたしまして第1回目が高齢者、その次が基礎疾患ということをお聞きしております。

以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

分かりました。それでは、3つ目の副反応による発熱患者や接種後の異変についての対応について、お聞きしたいと思います。

実際に接種が始まっているわけなんですけれども、ワクチン接種による副反応に対し、不安視する住民の声は少なくはなく、1回目の接種と2回目の接種の後でも副反応の表れ方に違いがあると聞いております。1回目の接種の後でも、アナフィラキシーショックや筋肉の痛み、発熱などの症状が表れる方もあると聞いております。様々な症状への対応は、接種後の待機時間中に症状が表れたときは医師による治療を受けることが早期にできるものと思います。ただ、発熱などは、2回目の接種後のほうが症状に表れる確率が高くなると言われております。その中で、帰宅後発熱をした場合、ワクチンによる副反応であるのか、体調不良による風邪等によるものであるのか、または新型コロナウイルス感染等による発熱なのか、判断に困る状況が予想されると思います。当町では、このような症状が発生したときの対応、方針について、どのように考えられているのか。予行演習はされるのかというふうなことをお聞きしようと思ったんですけれども、昨日の答弁の中で、3月24日でしたか、予行演習的な形でされるというふうにお聞きしましたので、発熱時であったり副反応への対応の仕方について、お聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員のご質問と重複するんですが、30分ぐらい様子を見ていただいて、その間に何か反応が出たら医師に対処を行っていただくというのは前者議員にもお答えさせていただきました。発熱等については、遅れて出ることもあろうかと思っております。窓口相談は町として設置はさせていただくんですが、そういったものの判断等については、やっぱりかかりつけ医とかそういったところへお願いしなければ、今までのコロナも、みんな保健所の判断においてという形でしたので、行政としての判断は難しいと思いますので、かかりつけ医、それから国や県、それから町の相談窓口からご案内をさせていただくという形になろうかと思っております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

発熱に関しては、ワクチン接種後であってもコロナウイルスの感染を疑った上で、個々のかかりつけ医、コロナの感染を疑ったときの形のような対応をしていただくという形で、これに関しては、人数がもしかしたら多くなってくる可能性も高いと思うんですけれども、隔離なども必要な状況になってこよいかと思うんですけれども、それも含めて保健所等の判断に任すというような形でよろしいか、お聞きします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずは、65歳以上と言えばかかりつけ医がいらっしゃると思いますので、かかりつけ医に相談していただいて、異常等が見られたら、PCRのどういう検査をするのかどうか、どういう対応をすればいいのかということをやっていただくようなご案内をさせていただくという形しか行政としてはできない部分があるかと思います。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

分かりました。待機後に出てきた発熱に関しては、特にかかりつけ医で発熱外来であったり、そういうところで対応いただくという形で分かりました。

では、医療従事者への対応方針について、お聞きします。

次に、医療従事者への対応なんですけれども、現在この地域では、新型コロナウイルス陽性者は発生しておりませんが、一般住民への接種が始まった時点で、接種に従事していただける医療従事者の確保はどのようになるのか。これは昨日答弁いただいている状態なので、重複すると思います。

現在も紀北医師会での調整の下で接種会場や高齢者介護施設での集団接種体制を検討いただいているものと思いますが、計画についてお聞きします。また、普段以上に感染予防に神経を使いながら1日に大量の注射を打つことになる医療従事者方々の報酬についても、各市町により差があるとも聞いておりますが、当町はどのような対応をされるのか、お聞きします。また、先行接種された方、順次接種が終了した方、1回目の接種が終了し2回目の接種がまだの方など、情報管理について、接種済みの登録を使用したロット番号とともに管理することから、専用の管理ソフトにて管理されるとも聞いておりますが、医療従事者等の先行接種が始まった現在、既に当町の関係者は接種済みという情報を確認できる状態であるのか。

昨日の答弁では、医療従事者の町内での接種はまだとの答弁であったが、尾鷲総合病院等に勤められている方等は接種を受けていると思うので、その情報がしっかりもう入ってきているのか、お聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっと今日の新聞はどうかなという部分があったので、そこだけちょっともう一辺しっかり言わせてください。

紀北医師会から、接種日によりまして、3名から4名のお医者さんが来ていただけます。そして、1名につき看護師が2名、そして薬剤師が1名来ます。今日、ちょっと新聞が、1つの会場に何人来るとか明記していなかったように思ったので、2名になるのか4名になるのか分かりませんが、複数のお医者さんが打っていただくということになる。だから、集中的に打っていくと。来る量が決まっていますので、そういうふうに医師会のほうとの調整で聞いております。それから、報酬については、これもまた、医師会、薬剤師会と調整を今行っているところでございます。

あと、漏れたところがあったら、課長、お願いします。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

接種済みの件が出たと思うんですけれども、昨日も町長のほうから報告したと思うんですけれども、クーポン券、接種券によりまして接種した方につきましては、それをお返しするときに接種済みのシールを貼ってお返しするというのと、それと、次に、次は何日に今度接種をお願いするということをお願いして帰っていただくということで、ワクチン接種した方につきましては、当町のほうでも、ワクチン接種記録システムというのが国のほうから出ておりますので、そちらのほうに登録させていただくというのと、あと町独自で持つておる健康管理システムのほうにも登録して、約5年間は保存するという格好には計画ではなっております。

以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

接種体制についてお聞きしたんですけれども、医療従事者の方、新聞の話をちょっと今されたんですけれども、昨日では医師1名について看護師2名という体制でというふうに言われたので、これ、何組の体制で1接種場所を回していくのか。2会場あるのでお聞きしたいと思います。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

すみません、一応木曜日等につきましては、約3名と今のところ聞いております。木曜日、土曜日につきましては、医師3名、看護師2名、それと薬剤師から1名ということで。それと、日曜日につきましては、今のところ医師4名に対して、医師1人について看護師2名、それと薬剤師1名ということで今紀北医師会のほうと検討しておるところでございますけれども、あと、人員につきましては、どの先生が来ていただくのかというのは、紀北医師会のほうでローテーションを組んでいただいて、各会場のほうへ来ていただくということで今検討しておるところでございます。

以上です。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

ちょっとあまり分かりにくいので、一会場で何組の体制で打つのかというところは、その日によって違うというふうな捉え方でよろしいんですか。ちょっとそこら辺が分かりにくい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私も最初思っていた。2会場同時ではございませんので。東長島とか海山とか、そういう会場、土曜日なら土曜日、木曜日なら木曜日は1会場ということなんです。木曜日に海山と長島と一緒にやるよということじゃないんで、そこに医師を集中的に派遣していただいて、先ほどの課長の答弁では、木曜日とか土曜日は3名、日曜日は4名、1つの会場に行っていて、それとセットになって行くのが看護師さん2名、薬剤師さん1名が全体を見ていただく、そういう形になりますので、海山と長島を同時に打つということではございません。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

分かりました。僕は2か所同時でいくのかなというふうに思っていたので、そういう形で、今日はどこどこ、今日は長島という形でいくということで認識しました。分かりました。

早期接種に向けていろんなことを進めていっている状態だと思うんですけども、最後になりますが、このワクチン接種について、住民への不安や混乱を招くことなく、スムーズかつ早期に接種を完了させるために、いろんな形で情報発信や未接種の方の把握、情報収集について、どのようにされるのか。情報発信の方法やコールセンターの設置について答弁をお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これも中途半端な答弁になります。申し訳ございません。まず、接種の予定自体、ワクチンの入る自体が分かりにくいので、今の時点で、どこまで打ったかと。ワクチンが連続で来ていただくと、本当に我々も悩む必要もなしにどんどん接種させていただければいいんですが、そのところが難しいなど。ただ、打たれた方と未接種の方のことは、今課長が答弁したようなことでございます。そして、恐らく議員もおっしゃっているのは、ご案内と、接種するかしないかの判断をいただいた、そして今現時点では接種しないよとしたときに、まだ打っていけるのかということも心配だと思います。それは、広報したり、また予定を切りながら。ただ、一定の日付を切らせていただくのは、予定を組むためにも重要なこととなりますので、その後、未接種の方がいられたら、どういう形かは別としてまた受付て、ワクチンの状況に併せて進めていかなければいけないと思っております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

時間がないので簡単に答えてほしいんですけども、住民に対しての、クーポンを送った後、住民に対して返事が返ってきて、また何らかの形で住民にお知らせしていくんだと思うんですけども、お知らせしていく体制というのはどのように考えているのか、お聞きした

いと思います。

瀧本攻議長

宮地浩福祉保健課長。

宮地浩福祉保健課長

すみません、町民さんに、はがきで、うちのほうから予約を取りまして、何月何日に海山公民館なり、こちらの長島の公民館のほうで、あなたの接種日は何月何日ですという格好で通知のほう、はがきでさせていただく。予約を取れた段階から発送するという格好を今考えております。

瀧本攻議長

奥村仁君。

7番 奥村仁議員

コールセンターが設置されるわけなので、そこへお問い合わせくださいということで行くんだと思うので、分かりました。これに関しても、住民にしっかりと情報を提供していくということが必要だと思うので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。そして、たばこに関しては、職員のいろんなことでしっかりとやっていただきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

瀧本攻議長

これで奥村仁君の質問を終わります。

瀧本攻議長

時間がちょっと変則なんですけれども、次に12番、入江康仁君の発言を許します。

(発言する者あり)

瀧本攻議長

昼までやります。

テレビに映りますもので、マスクをするか外すかどちらか。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは、議長の許可を得ましたので、令和3年3月議会での一般質問を始めさせていただきます。

今回の通告は、5つの質問であります。1つ目は、私の定番であります赤羽老人ホームの改築問題です。2つ目は、5市町による広域ごみ処理施設整備計画についてであります。3

つ目は、紀北町長島地区のメインストリートであるオークワ通りの道路の白線の整備について。4つ目は、旧志子小学校の問題解決について。5つ目は、孫太郎プール計画の三重県の進捗状況についてであります。

それでは、1つ目の赤羽老人ホーム改築について、質疑に入らせていただきます。

私は、この問題に関する質疑には、質疑をするたびに角度を変えて質疑をしてまいりました。1つは、老人ホームの古さに対して新築に近い改修を。また、時には、熊本の球磨村の水害により死傷者を出した老人ホームの事例をこの赤羽老人ホームも水害に遭っております。つまり、危険水域に建っているのも事実であります。そして、何よりも紀北町の戦後の復興にご尽力いただいた方々に、最後の楽園となる今の時代に合った新しい赤羽老人ホームを提供したいのです。そして、その方々は、紀北町に住んでいてよかったという思いを持って新しい赤羽老人ホームで余生を送っていただきたいのです。また、紀北町紀伊長島地区の高齢の方々の赤羽老人ホームの改築は、何度も言っておりますが、悲願であり夢であります。今述べたことに対して、町長の考えをお聞かせお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、入江議員のご質問にお答えさせていただきます。

赤羽寮に対する熱い思いを毎回毎回届けていただいておりますが、議員からすればお叱りを受けるかも分かりませんが、私の、赤羽寮の改築についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

赤羽寮の改築につきましては、以前から、当面の間は現在の施設を維持しながら町営で運営していくということが基本的な考えでありまして、常に施設の状況を把握し、快適で安心な日常生活を送っていただく環境を整えていくという答弁をさせていただいております。いずれにいたしましても、現在の利用者の皆様、また老後は赤羽寮へ入ろうと考えていてくれる皆様にとっても、地元の紀北町内で、安全・安心に、かつ快適に老後の生活を送っていただける場を確保することが大事だと考えておりますので、今後も赤羽寮をしっかりと運営していきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長の考えは、もうこれ私も定番でございますので、町長の考え方も十分把握しての質問でございます。しかし、どうしても紀伊長島中の方々が、先ほども述べたように老人ホームの改築を本当に強く望んでおるんです。それで、以前も新築に近い改修をという質問の中で、そのような新築に近い改修をという答弁も町長からいただきました。しかし、やはり今の状態では、改修部分は、築50年近くなってきて悪くなってきたのみの改修ですよ。やはり外から来た人、また町内の入ろうかなと見に行った人たちの評価は、やはり古い、汚いというような印象の答えが返っております。この辺に対して、町長、改築するか改修するか、私もう本当にいろんな財政面も考えて、町長の立場も考えています。その中で、どうしてもどっちかにしていかなければならないというのが私の考えなんです。今のような状態では、中途半端などちつかずのような中での予算の無駄遣いになってしまうんじゃないかなというところがありますが、町長、どうでしょうか、そのことについて。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の考え方はよく分かっておりますのであれなんですけれども、1点だけちょっとお話ししていいですか。前回もお話しさせていただいたんです。料金の問題です。

確かに古い部分、新しいところから来ると考えると、汚い部分もあります。幾ら改修していてもそれは限界がある、それも事実でございます。そういう中で、相談を受けて、なぜ赤羽寮なんですかとというと、やっぱり料金が安い、これを真っ先に言われるんですよ。そういうことからして、1点だけ、ちょっとしつこいですが、言わせてください。赤羽寮の月額利用料金なんですけれども、約4万7,000円です。それで、それと比べて、個室型になりますと7万円ぐらいかかります。民間、個室型の、新しい古い関係なしに。すると2万2,000円、これ、介護度3に標準を、焦点を当てています。それで年間26万7,000円違ってきます。そして、ユニット型個室ですと約9万円かかります。そうすると、月に4万3,000円違ってきます。年額で約51万円違ってきます。国民年金とか低年金の方なんかですと、やはり今の多床型で入らざるを得ない。普通のというと、ごめんなさい、すみません、個室型に入ろうとすると、やはり親族の方の手助け、貯蓄のある人しか入れないんで、公としての部分は、そこは守っていききたいなという部分もありますので、今こういう改修しながらも大事やということをやっています。

ただ、議員おっしゃるのはよく分かりますし、老朽化は進んでおります。そういう中で、

我々は雇用についても制限を今かけています。そういったものも含めて、改築等も含めて、今後どういう方向でいくかということ、まず料金の問題も含めてですけれども、そういったものを検討していきたいなど。

これ、以前の答弁よりは前に進んだつもりではおるんですけれども、いつまでも今のままでは無理なのは事実でございます。そういうことなんで、今改修でという方向で話はしてきたんですけれども、やはり全体的な、人的なこともございますので、そういったものも含めて、今後赤羽寮とも相談していきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長が言われるように、前回の質疑の中で、今料金が安いということをいつも強調してまいりました。私が以前そういう中で、家族も負担してもいいからきれいなところの施設に入りたいと言ったときに、町長は、それやったらもう民間に入ってもらったらいいですよと、こういう冷たい言葉をいただいたけれども、やはりそうじゃないんですよ。家族の負担をするといった方々も、高くてもいいけれども公共である施設に入りたいというのが思っているところがあったわけですから、だから今町長は料金をベースに考えておられたけれども、やはりそういう答えもあるわけです。

また、町長の立場としては、本当に民間の業者、また公共施設としてのジレンマの立場に立っておるのも十分分かります。私も、本当に、町長はこれ一つだけ考えるんじゃないで、多方面に考えなければならない立場というのが町長の立場であるので、それは十分分かった上なんですけれども、なんせこの紀伊長島地区の方々、赤羽老人ホーム、やはり戦後この紀北町に住んでやってきたと。最後は、紀北町、紀伊長島に住んでいてよかったなど。最後はきれいな老人ホームに入ってということを見ているんですよ。ということは、やはり紀北町も合併して、海山と長島があった。海山では、介護施設に対しても高齢者の施設に対しても新しいきれいなあれがたくさん建っています。紀伊長島は、一つ赤羽老人ホームしかないわけですよ。海山は、みやま園とかいろんなものがある。そういうところでやはり思いは強いように思うんですよ、改築に対して。そこの地区の皆さんの気持ちを分かっていただきたいと思いますが、町長、ちょっとちょっと前向きな答弁に変わってきておるので、もうちょっと前向きな答弁をお願いしたいと思いますかどうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それぞれ、前も申し上げましたが、長島地区の方にも私直接言われます。ですから、その気持ちはよく分かりますし、赤羽寮への思いは強いものだと思っております。公共で、こんな50年も前に公共が建てたこと自体がすごいことだと思いますので、そういう連綿とした歴史が赤羽寮への思いがあるのではないかと思っておりますので、その赤羽寮を大切に考えながら今後も検討させていただきます。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

先ほどの答弁の中で、町長、私熊本の球磨村の事例をちょっと言った中で、町長は安全で安心して住んでいただかなければならないと、入所していただかなければならないという答弁をいただいたけれども、やはり今の赤羽老人ホームは、私は危険水域と。先ほど言わせてもらったけれども、水害に遭っていることは事実です。これは、たまたまあれが昼だったからいいけれども、夜だったら本当にいろいろな事故が起こっておったと思いますよ、実際。その中の危険水域に建っている赤羽老人ホームに、ちょっと角度を変えて、町長の答弁をいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そういう水害に遭ったのも事実でございます。そういう中で、船津川と赤羽川が、平成16年の水害に対して対応させていただいています。あのレベルでは大丈夫だというような形の改修も、船津川は激甚で、こちらは緊急ですか、させていただいておりますので。それとは別に、去年も自動車を使った避難訓練も行わせていただいておりますし、今年も積極的にそういった訓練を行いながら安全を確保していきたい、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

当然、町長、やはり行政としては、ひとつ水害に遭ったということ自体が危険水域になったなということの、周りの堤防とかいろんな中での整備もあるけれども、一応やはり危険水

域に建っているから、移転なりまた何かを、建て替え、移転なりを考えていかなければならぬというのがやはり行政のトップに立った立場の考え方というのを一応聞かせていただきます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的に、もしということ、たら、「もし」と「たら」はあまり言うことはないんですが、もし建て替えるようなことになれば、あそこではない場所を探さざるを得んのかなと。また、あそこは河川敷なんですよ。そういう形なのでスペースもないので、そういうことも含めて考えなきゃいけないと思います。そういったあらゆる角度から赤羽寮に対して、料金等のことも考えて、トータル的な視野を持って今後考えていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長の前向きな答弁の中で、今日どうかなと思ったんですけども、候補地そのものが、今赤羽地区を今現在ありますけれども、また海に近いところの、また今ちょっといろんな問題等のある中での施設だもので、名前は言いませんけれども、そちら側も空いたような格好だったらそちらでもいいかなと思っている。これはまた6月議会で質問したいと思います。町長も分かっておると思いますけれども、今皆さんまだ活用しているので、この中では控えさせていただきますと思います。

また、これから私らもそうだけれど、戦後の団塊の方々、利用する方々が強く求めているということの中での把握は、町長も答弁の中で、いろいろ町内の方々、紀伊長島地区の方々との話をしながら、要望も強いということは十分分かっていてくれておるかなと。その中で、前向きにどんどん答弁が進んでいるように思うので、もう一つ、その中で、町長、戦後この紀北町の復興に尽力してきた方、団塊の方々ですけれども、町長は町長になって約12年になります。12年に入るわけです。その中で、「住民目線で」、また「住民とともに」、この公約を12年間やってきたわけですが、この方々も紀北町の住民であり、紀伊長島地区の方々、要望する方々も紀北町の住民であり、また町民であります。その「住民目線」「住民とともに」の中の住民が、これを要望しておるわけです、強く。そのような考え方の中で、町長は、「住民目線」「住民とともに」の公約の赤羽老人ホームの要望している方々の要望とか、あ

るいは公約のどれぐらいの中の位置づけで考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

赤羽寮ということですか。先ほど申し上げたように、赤羽寮に対する住民の皆さんの思いがたくさん詰まっておりますので、まずは、我々は住んでみえる方が安全・安心で快適に少しでも暮らせるように赤羽寮を運営していきたいと、一番最初に答えさせていただいた、そのような思いですので、施策の中でも赤羽寮はしっかり守っていききたいなということはお伝えさせていただいております。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、運営とかそうでなくて、やはりこの方々が改築を望んでおるということの要望をしているということに対しての、公約の中の、言ったら上のほうにあるのか下のほうにあるのかというような位置づけはどんなものですかということを聞いています。上のほうだったらいいんだけども。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

上下ということより、それぞれの施策の中で、第2次総合計画の中で高齢者に対する思いも書いておりますので、そういうことも踏まえて、財政ももちろん考えなければいけないので、全体が大事な事業だと捉えております、その計画の。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

議長、キンコンカンなる前に休憩にならないんですか。

瀧本攻議長

赤羽寮をするんやったらやってください。

12番 入江康仁議員

赤羽寮、すみません。あと、そうしたら15分ぐらいかかりますけれども、いいですか。

そしたら、町長、その中で、先ほども安全で安心して快適にというけれども、やはりこの赤羽寮に関しては、この言葉は適合しないように思うんですけれども、町長、私は。そこは本当にどうですか、そのように思いますか、町長。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

手前みそで申し訳ないんですけれども、この10年、お金を改修とかにさせていただきました。そして、ほかの議員からもいろいろと赤羽寮に対する改修要望等ございました。そういうものに対応しながら一生懸命捉えてきて、少しでも、先ほどに戻りますけれども安全・安心して快適に暮らしていけるように。今本当にきれいになりました。通路のところも令和2年の予算で認めていただいて、この間私も見に行ったんですけれども随分ときれいになって、満足とは言えないかもしれませんが、今の築50年からすれば、相当すてきになったと思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

赤羽老人ホームに関しては、町長も本当に気になっているということで、いろんな町民の皆さんの意見も集約しているようなところも見受けられます。このことに関しては、私、先ほどちょっと含みを持って言わせていただいたことの、次の6月議会において、またこれをちょっと詰めていきたいと思いますので、今よりかちょっとぐらい前向きなまたあれを考えていただきたいと思います。議長、これで赤羽寮については終わります。

瀧本攻議長

それでは、昼食のため1時まで休憩といたします。

(午後 0時 00分)

瀧本攻議長

定刻になりましたので、会議を再開いたします。

(午後 1時 00分)

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それでは、午前中に引き続き、質疑に入らせていただきます。

2つ目の5市町による広域ごみ処理施設整備計画について、質疑をいたします。

2月15日の臨時議会において、組合立ち上げによる議案において、賛成7、反対6の1票差においての可決に至ったと聞いております。しかし、反対された議員の方々の意見は、全面的に反対ではないんだと、時期尚早であるという意見が大半でありました。だから、私は、この計画の進め方に関しては、町長、議員に対してもっと丁寧な説明が求められていると思います。この先の進捗状況に対して、これから議会また議員の対応をどのように考えていますか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広域ごみについて、ご質問ということで、臨時会におきまして、確かに1票差ということで、大変重い議決をいただいたと認識しております。そういった意味で、議員がおっしゃるには、時期尚早ではないかとか様々なご意見があつて反対された方もいらっしゃると思います。我々といたしましては、そういった面も十分含んで、今後しっかりと説明責任を果たしながら、これから一つずつ進めていくことについては、議員の皆さんにご理解いただくような説明の仕方をしていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長の丁寧な説明していくという前向きな意見の中で、私が町長にちょっと要望したいのは、町長就任になってから12年になると、入っております。私が見ていた12年前の町長の姿

は、やはり議会に配慮する姿、また議員に気を遣い、いろいろな配慮をしたような形の中での運営を続けていたように思います。今12年というと、人間誰しも慣れと傲慢な気持ちも出てくる頃であります。しかし、今初めてこの議決の1票差ということを大きく考えていただいて、12年前に一旦また遡って立ち止まっておかれたいと思います。その中で、この計画を進めるに当たっては、やはり今言われたように、議員の皆様に丁寧に、また分かりやすく計画の進捗を説明しながら進めていって、そして説明に応じていただいた中で、また議員の皆さんの大半の方々に賛同を得られるような中での計画で進めていってほしいと思いますが、どうでしょうか、町長。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今ご指摘いただきました、初心に返れというご指摘だと思います。以前にも、議員からも奢っているのではないかというお言葉をいただいたのも記憶しております。それから身を慎みながらやっているところではございますが、私、そのときも答えたと思うんですが、基本的に心に置いているのは、奢らず、媚びず、私欲を持たず、このことですが、その傲りの部分が疎かになっていたものだと思います。私自身、そういったご指摘をいただきながら、自分もしっかりと皆さんへの説明責任、そういったものも行いながら、初心に戻って頑張っていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今町長の初心に戻ってというその気持ち、その気持ちを含めながら、私もこの計画には反対しておりました。しかし、一応議会で可決された以上は、前向きに進むような形の中で私も努力していきたいと思います。そのためには、町長にもう一つお願いするんですけども、まだまだ議員の皆さんに賛同いただくような責任と説明をもってやっていっていただきたいと思います。

関連した中で、もう一つは、町民に対してパブリックコメントを求められました。アンケート等を取ったわけですが、私は議員が今先ほど言ったように時期尚早である、その工事試算、計画も分からない中で、そういう中において、まだ反対、分からない、時期尚早という声が出ている中で、それこそ何も分からない町民に対してパブリックコメントを行ったとい

うこと自体、私は時間の無駄と、そして経費の無駄遣いというように思っておりますが、町長、どうでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

広域ごみを行っていくに当たりまして、費用面も含め、メリット、デメリットを示させていただいてご意見を聞くということでもさせていただきました。我々といたしましては、あの時点においてのそういったものを示しながら意見をお聞きして、それをまた反映していきたいと、そのように感じましたので、その点についてはご理解いただきたいなと思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町民に対して、町長、施設の建設とかそういうものに関しては、私は必要ないんじゃないかなと。ただ、紀北町の前の合併とか、海山と紀伊長島の合併とかそういうような単純な大きなものに関しては、パブリックコメント、町民の皆さんの意思も必要かと思います。しかし、このような施設の計画に対して、試算も内容も中身も分からない中での、大体数字をだっと上げてやっていくような形のパブリックコメントは控えていただきたい。その分、私は議員の皆さんにその時間を費やして、もっと理解を求められるようにやっていただいたらどうかと思いますが、町長の考えをお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ご意見としてお聞きさせていただきますが、議員の皆様には、これからも予算等もございますので、十分説明をしていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長の前向きな答弁をいただいております。もう一つ、町長、私は広域に対するいろんな計画に関しては、RDFのときに、本当に夢のごみ処理の施設だということの中で賛成しました。しかし、このごみ処理に関しては、運営費は、RDFのごみを三重県の企業庁が運営

する施設で燃やして電気を起こし、売電をしながら運営していくので、地方自治体の負担は要らないですよ。ただ、輸送賃だけでいいですよというようなことの中で、私らも説明して、大賛成したわけです。ところが、やっていただいた中で、すぐに爆発事故が起こって、ほんで運送を始めた頃には、7円/k mの処理代を取りますと。それが、どんどんどんどん上がって、近年は120何円まで上がってやってきたというその広域に加担すれば、何かあったときに、1つの自治体が抜けて何かをやろうということはできないという私の強い反省もあったわけですね。だから、広域に関しては慎重でなければあかんということもあって、反対をしていたわけですが、もう一つは、RDFもいろいろな負担の中で、聞けば、ある程度のメンテナンスをやれば、20年、30年また使えるよということも耳にしましたので、ならば、その反省の中から今再利用するのが私の反省に組む中での思いがあったわけです。

しかし、組合事業の中での皆さんの可決を得た以上は、このような考えを皆捨てて前向きにいきたいと思っておりますので、これで5市町のごみのことに関しては質問を終わらせていただきます。

次に、3つ目の三戸紀伊長島停車場線、仮称この横のオークワ通りの道路の整備、白線ないし、また凸凹になっている道路の改良であります。改修ですね。この通りは、紀北町紀伊長島地区のメインストリートであります。この通りは、人口減少や過疎に伴って衰退していく地区に対して、歯止めをかけるよい例としての開発整備を心がけていただきたいと思います。また、この地区は、東長島自治会の山本地区の方々によって、冬はきれいなイルミネーションを飾っていただいたり、木造の彫り物、像等を置いてもらったりしてストリートを飾っていただいております。その中で、メインとなる道路がくすぶっては何もかもが台無しになります。道路の凸凹と白線の引き直しなどの整備を早急にやっていただきたいと思います。町長の考えをお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

オークワ通りの白線についてでございますが、議員ご指摘のように、大変白線等も見えにくくなっておりまして、まず何よりも道路自体が相当凸凹で傷んでいるような状況でございます。それらのことについて、お答えをさせていただきます。

認識しているということでございます。オークワ前の道路につきましては、県道三戸紀伊長島停車場線で、県道となっております。横断歩道や外側線等の路面標示につきましては、

議員もご指摘、私も十分理解しているんですが、消えかかっている箇所や薄くなったりまだらになったり、そういう場所がございます。そして、人通りの多い場所、車の多い場所でございます。このようなことを考えますと、それぞれの道路管理者、そういった方に、我々としてもしっかり要望していきたいと思っておりますし、そういったことは、建設課のほうでもお話をさせていただいているところでございます。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、この通りは、最初は紀北町の所有やなかったですか。県道と言われましたので、いつ頃変わって、またその代償となったのはどこになったのか、ちょっと教えてください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

建設課長から答弁いたさせます。

瀧本攻議長

宮原建設課長。

宮原俊也建設課長

もともと、町道としてオークワ通りは整備されたものでございました。それから、高速道路ができて、長島インターができて、それから42号へのアクセスということで、県のほうが県道を整備してきました。そのときに、それが整備されたときに、駅に通じる道としてオークワ通りを県道としてされたのでございます。それが平成25年10月でございます。

それまでは、422号、それから三戸紀伊長島停車場線につきましては、長島高校の正門前、こちらのほうを通過して、主婦の店さんの前を通過して川のほうへ行くという道路が紀伊長島停車場線やったんですけれども、そのときに、県道を長島インターから駅前へ来て、オークワ通りを通過しての道に振り替えたんです。逆に、こちらのほうは、県道やったところが町道になったということでございます。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

よく分かりました。それなら、町長、これ町でやれないということなので、県のほうへ向

けて早急になんとか要望を出していただいて、早急に整備をやっていただくようお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私は町民の方からお話も以前にもいただいたんですが、そういった事情もあって、議員おっしゃるように、その場所をきれいにさせていただきたいと思うんです。そういう中で、ちょっと県の経緯だけお話しさせていただいていいですか。県のほうが、やっぱり白線の消えているところが大変あります。道路管理者、それから警察、それぞれの持分というんですか整備する担当が違うんですが、それで、県内から相当なそういう意見が出てまいりまして、それで、町村会とか市長会から要望させていただいて、また県議会でも一般質問でも出ておりました。そういうことであって、三重県警察、路面の予算というのが大変少なかったんです。それで、三重県等も考えていただいて、そういう県議会の意見もあって、令和元年度に県道そのものの、そういう区画線等をする予算を調査して、そして予算を立てるよということで、令和2年に相当大きな金額をしていただいて、県道のメインのところ、そういったところからやっていただいたのが令和2年です。

うちの地域にしても、令和2年の話なんですけれども、延長23kmの区間を区画線だけで1,600万円かけていただいてやっていただきました。そういう流れがありますので、恐らく県のほうもこの流れをしばらくの間つないでいただけるんじゃないかなと思いますので、議員ご指摘のオークワ通りですね、玉通りとかあそこについては、長島地区のメインになりますので、うちのほうも積極的に、早く区画線等や、できれば道路舗装もなんですけれども、やっていただきたいと、要望していきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今町長の思いを聞かせていただいて、本当に県のほうに、町長、やっぱり地元のほうから強い要望を出していただいて、早急に、この通りは紀北町の顔となる道路でありますので、強く要望させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の4つ目の旧志子小学校の問題解決についての質疑に入ります。

旧志子小が廃校になってから5年になろうとしています。その間、廃校後の使用計画もな

く、廃墟になって使えなくなるのを待っているような状況です。どのような問題解決を目指しているのか、説明をお願いいたします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

志子小学校につきましては、平成28年3月31日をもって廃校になりました。それで、その後、検討委員会等をつくりまして、いろいろと実態調査をしてみました。その期間いろいろな学校備品やそういったものもそのままでもりまして、令和2年度の予算におきまして、2階部分を文書書庫として、それから防災の備品として今整備しているところでございます。そういったことからすると、そこの部分を整備していく中でいろいろな課題も出てきておりますので、我々としては、志子小学校の問題解決についてはしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、学校備品についても倉庫として使う部分とか撤去しましたし、2階部分は文書書庫として令和2年度予算でさせていただいております。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

今町長の答弁は、志子小の廃校の使用について説明をいただいたけれども、諸問題に対する答弁は何もなかったように思いますので、そのところをお願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

根本的に名義変更でございます、土地の。そのところが整理できていないのが現状でございます。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

だから、土地の所有権の問題ですね。要は、町長、これは、本当は志子小を建てた頃の地元の人たちの話を聞くと、問題は何も残っていなかったよと。みんな土地の持ち主は土地を与えて代わりのもので家も建ててちゃんとしていますということの中で、この問題は、行政の一番悪い、このときに何もしなかった。手続しなかった。所有権の移転、そして、そ

れを分からずずっと置いてきた中で、今この問題が発覚してきたわけですね。だから、私はもうこの今までの過程において分からなかった部分に関して進んできたことには、もうこれとやかく言ってもしょうがない。しかし、問題が発覚した場合、所有者移転というのは本当に法律の中でも難しい問題です。しかし、先延ばしすればするほど、裾野が広がって解決しにくくなるのがこういう所有権の移転の問題です。だから、私は、これが発覚した今、もうこれはきちんとした中での解決方法、時にはやはり顧問弁護士等を使つての交渉も必要だと思います。だから、解決するためのこれからの見通し、どのような対策でやっていくのか、そこを詳しく聞かせてください。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

相続的な部分も大変難しい部分もありますが、職員がそれぞれに出向いて、いろいろと事情等も聞かせていただいたりしているところでございます。そういった中、今議員おっしゃっていただいたように大変難しい問題もありますが、そういう中でも、議員も以前もご質問いただいたと思います。1件解決することができましたので、これからも継続していきたいなと思っております。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

1件問題解決につながったということで、何件くらいの案件があるんですか、これを解決するのに。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

数件と、5、6件とさせていただきます。いろいろちょっと難しい部分もありますので。

ごめんなさい、議長、すみません。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

実態は把握しております。ただ、議場では5ないし6件という形でお話しさせていただきます。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

これは、町長、個人情報のなものもあるかと思えますけれども、やはり問題になっている以上、ある程度の情報公開は必要じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

ちょっとデリケートな部分がございますので、ただ、こちらは情報をつかんで着実に進めておりますので、そこはご理解をいただきたいなと思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

そしたら、解決の見通しというのは立っておるんですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

進みつつあるものもあり、相続人が大多数というものもございます。その辺が難しいところでございます。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

だから、相続人が大多数というのも、先延ばししてきた、今まで来た、裾野が広がってしまった例ですよ。その中で、町長、これは、私が質問したのはこれで2回目ですよ。実際、町長、これはあなたの尾上町政の中で発覚した案件です。あなたの任期はこの秋に終わるけれども、あなた、これ、問題解決しなかったら、あなたを辞めやすわけにもいかんし、やってもらって解決をやらしてもらわなアカンですよ、町長。問題が発覚した以上、あなたの責任で私は解決していただきたい。そのぐらいの気持ちでやっていたらかな。そうやなければ、辞めさせるわけにいかないですよ、あなたを。そのぐらいの責任を、強い責任をちょっとお聞かせいただきたい。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

とても、11月12日が任期なんですけれども、そこまでは難しい課題でございますので、それらも含めて一生懸命努力させていただきます。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

難しいのはよく分かっております。だから、辞めさせるわけにもいかないと言っておるんだから、しっかりと頭に入れておいてくださいよ。そういうことで、それなら、志子小の再利用計画の志子小の問題に関しては、これで終わります。

5つ目の孫太郎プールの計画の三重県の進捗状況に移らせていただきます。

孫太郎プールは、旧紀伊長島町の町民の皆様には深い思いがあります。半島振興法による日本で初めてのリゾート施設であります。また、この城ノ浜地区の開発には、旧紀伊長島町の町民の協力なくして実現しなかったのも事実です。旧紀伊長島町の町民の強い要望を三重県に訴えていただき、町民が望むべき新しいプール実現に、町長の考えを、三重県の要望等に踏まえてお聞かせいただきたいと思います。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

プールが残念ながら閉鎖しました。これが平成30年5月に休止ということになりまして、30年6月に熊野灘臨海公園の在り方に関する検討会を設置して、存続について協議させていただきました。そういう中で、プールは難しいよという、県としても比較的後ろ向きな答弁等をしていただいております。新しいプールは難しい。それで、我々も議員の皆さんからもご意見をいただいております。なんとかしてくださいよということを、いろいろな皆さんと協力して、もちろん県議の方にもお願いしながら要望しようじゃないかというお話で、令和元年度に熊野灘臨海公園の利用促進検討会というものが設置されました。そういう中で、今のところでは難しいけれども、海水浴場付近に新たなプールを整備するという方向で決定していただいたのが今の現状でございますので、議員おっしゃるように、町民のためにも、訪れる人のためにも十分プラスになる施設だと思っておりますので、県のほうにしっかりと要望し

ていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

先ほども言ったように、町長、孫太郎の施設に関しては、本当に旧紀伊長島町の町民の皆様方の協力があって初めてできた施設なんです。だから、私は、町民の皆さんも要望することは、その人たちも、当然僕たちも協力したんだから当たり前だろう、要望はできるだろうという強い気持ちが伝わってくるんですよ。だから、やはりそういう方々のためには一つでも要望をかなえてやりたいなという思いの中で、質問をさせていただきました。また、どんどんと進捗状況をまたそれなりに広報なりに載せていただいて、三重県との協議の結果、そういうような町民に分かりやすく説明、また広報したっていただきたいと思います。

これで、時間があるようではございますけれども、今日は早めに終わらせていただきます。

瀧本攻議長

これで入江康仁君の質問を終わります。

以上で通告済みの質問は全て終了しました。

瀧本攻議長

本日はこれで散会といたします。

(午後 1時 30分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3年 6月 8日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 宮地 忍

紀北町議会議員 田島明良